

違反対象物一覧表（墨田区）

防火対象物の名称	防火対象物の所在地	違反の内容			公表日	所轄消防署
		違反指摘事項	根拠法令等の条項	違反の位置等		
早川ビル	墨田区石原 3-19-1	自動火災報知設備未設置	法17-1	防火対象物全体	令和4年4月7日	本所消防署
大塚ビル	墨田区江東橋3-5-2	防火管理者未選任	法 8-1	3階「0ne」、7階「茶筌」	令和4年7月27日	本所消防署
		防火管理に係る消防計画未作成	法 8-1	3階「0ne」、7階「茶筌」		
		自衛消防訓練未実施	法 8-1	3階「0ne」		
		防火対象物点検未実施	法 8 の 2 の 2	所有者管理部分、3階「0ne」、7階「茶筌」		
		消火器一部未設置	法17-1	1、2階共用部		
		消火器型式失効	法17-1	3階「0ne」、7階「茶筌」、3階～7階共用部		
		自動火災報知設備感知器一部未設置	法17-1	5階受信機設置室内		
		避難器具標識未設置	法17-1	3階「0ne」バルコニー部分		
		誘導灯一部未設置	法17-1	7階「茶筌」避難口		

		消防用設備等点検未実施	法17の3の3	連結送水管 (耐圧性能試験)		
マスカットビル	墨田区江東橋3-12-5	消火器型式失効	法17-1	3階～5階	令和4年8月22日	本所消防署
		避難器具未設置	法17-1	3階		
もつ焼き稲垣	墨田区東駒形3-25-4	自動火災報知設備 一部未設置	法17-1	A棟、B棟、 C棟1階倉庫内階段下部分	令和5年9月13日	本所消防署
		自動火災報知設備発信機位 置不適	法17-1	C棟2階北側部分		
		漏電火災警報器 一部未設置	法17-1	A棟及びB棟部分		
		避難口誘導灯位置不適	法17-1	A棟1階部分		
		誘導灯維持不適・不点灯	法17-1	B棟1階部分		
		消防用設備等点検未実施	法17の3の3	B棟2階避難はしご、 C棟漏電火災警報器		
		「危険物品持込厳禁」 標識未設置	条例23	飲食店部分		